

＜記者会見資料：平成27年10月2日＞

患者の視点で医療安全を考える連絡協議会(略称:患医連)

参加団体:医療過誤原告の会

医療事故市民オンブズマン・メディアオ

医療情報の公開・開示を求める市民の会

医療の良心を守る市民の会

陣痛促進剤による被害を考える会

医療事故調査制度の発足に当たって

医療事故被害者・遺族、医療従事者等からの 相談窓口の設置

私たち患医連は長年にわたって医療事故調査を行う第三者機関の創設を訴え、ようやく10月1日から事故調査制度が施行されました。しかし、国民がこの制度を信頼できるか、信頼される制度になっていくかは、医療界・医療者が真摯に調査に取り組むかにかかっていて、まだ多くの課題が残されています。

最初にある課題は、院内事故調査を開始するかどうかは医療機関の管理者の判断次第になっていることです。管理者が医療事故ではないと判断すると、事故調査が始まらないこととなります。

医療機関の管理者が「医療事故ではない」から調査をしないと決めた場合に、遺族や医療機関の医療従事者・職員（以下「医療従事者等」）がその決定や説明に理解・納得できず、調査すべきと相談したい窓口だと思います。そのような場合に、遺族や医療従事者等が相談できる窓口を医療事故調査・支援センターに設けて欲しいと要請してきましたが、認められていない現状です。

この要請が認められるまで、患医連は、下記のとおり患医連参加団体に相談窓口を設けて、遺族や死亡に至っていない医療事故被害者、医療従事者等から相談を聞き、助言できるようにすることとしました。

封書、メール、FAXなどにより、下記の窓口で受け付けます。

1. 医療過誤原告の会 事務局(主に被害者・遺族からの相談)

住所：〒189-0026 東京都村山市多摩湖町1-22-2 宮脇方

携帯：090-6016-8423 e-mail:info@genkoku.net

2. 医療の良心を守る市民の会 事務局(主に医療従事者等：被害者・遺族からも含む)

住所：〒279-0012 浦安市入船3-59-101 永井方

FAX:047-380-9806 e-mail:kan-iren-info@yahoogroups.jp

携帯：090-1795-9452

<補足>

1. 新たな医療事故調査制度における相談窓口の重要性

「相談窓口」は、この制度の中に設けられるべきであり、設けることが国民に信頼される事故調査制度になる重要なポイントの一つです。相談窓口は「医療事故調査・支援センター」に置くのが最も適当だと主張し続けます。

2. 事故調査をし、遺族の疑問に答えること

この制度の目的は医療事故の原因究明をし、再発防止を図ることにより、医療の安全性を高め、質を向上させることにあります。これによって予期せぬ死亡の当事者の無念と、遺族らの疑問に答えることとなります。

しかし、一部の医療者、医療機関は、「簡単なミスがあることを管理者は予期している。だから医療事故ではない」「事故を第三者機関に報告しなくても罰せられない」「事故調査、原因究明をしなくてもよい」などと主張しています。このような発言をする医療者、医療機関は、遺族が突然の死に疑義を抱いて調査をして欲しいとお願いしても、「予期した合併症です」「インフォームド・コンセントの時に死亡するリスクを説明しました」、「従って、医療事故ではありません」と言って調査を行わないのではないかと懸念しています。

3. 私たち国民がすべきこと

医師が手術や検査入院などの説明で、合併症などによる死亡リスクを強調するような場合は、セカンド、さらにサードオピニオンを得て、自ら理解・納得してそのような医療を受けるかを決断することが大切です。

公正で透明性のある医療事故調査が行われているかを見極めるために、次の3つのポイントについて医療機関が適切な対応をしているかを被害者・遺族は注目する必要があります。

- 1) 事故発生直後に遺族に対しカルテ等の情報提供をすると共に、遺族の記憶もヒアリングして、事実経過について十分な確認と共有を図ろうとしているか。
- 2) 「予期せぬ死亡」に遭遇した遺族に対し、解剖の重要性・意義を説明し、解剖を実施しようとしているか。
- 3) 事故の原因調査・再発防止策を記録した事故調査報告書を希望する被害者・家族に手渡しして、丁寧に説明しているか。

国民として主体的に医療（診療や治療、薬剤など）や医療事故に対する関心を深めることが大切であることを訴えていきます。

私たち患医連は、国民のみなさんに新しい事故調査制度を知っていただくために、チラシ配布や、署名活動を今後も継続します。

そして、新しい「医療事故調査制度」が国民から信頼される制度になるように、すでに真剣に医療安全・医療事故調査に取り組んでいる医療機関を支援し続けます。

更に、医療事故調査の経験が浅い医療機関が「専門性、中立・公正性、透明性」を発揮した調査をし、医療従事者の個人責任に終わらせることなく、真の原因を究明し再発防止に取り組むかを見守り続けたいと考えています。